

港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と港区浴場組合（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関する基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定書「第5章 使用料の収納」を「第5章 使用料の収納及び還付」に改める。

2 原協定書第30条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第30条の2 乙は、施行令第165条の3第1項の規定に基づき、本施設の利用取消しの申出があった場合における使用料の還付事務を行うものとする。事務の詳細は、別に定める業務基準書のとおりとする。

3 原協定書に係る業務基準書「4 業務の範囲」の項中（6）を（7）とし、（3）から（5）までを1つずつ繰り下げ、（2）の次に次のように加える。

（3）使用料の還付に関する業務

ア 還付事務を適正に行うため、使用料還付管理責任者を置くこと。

イ 条例等に規定した還付することができる使用料について、正当な債主からの請求書に基づき還付すること。

ウ 使用料を還付する場合は、領収書を受領すること。

エ 区が定める現金出納簿に、還付用の使用料の出納記録を付けること。

オ 請求書及び領収書を適正な方法で管理すること。

カ 還付用の使用料については、金庫等鍵のかかる場所に保管すること。

キ 還付のための使用料の清算書に領収書を添付の上、翌月5日までに区に報告すること。

ク 還付のための使用料の清算残金は、区が指定する納付書により、区が指定する金融機関の翌営業日に払い込むこと。なお、施設の休館等により金融機関の翌営業日に払い込むことが困難な場合は、区と協議して定めた日までに払い込むこと。

ケ 収納した使用料から使用料の還付を行わないこと。

コ 還付のための使用料が不足する見込みがある場合は、速やかに区に報告

すること。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月1日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 武井雅昭 印

乙 東京都港区南青山三丁目12番3号
港区浴場組合
代表業務執行組合員 大倉正敬 印